

令和５年度 統一的な基準による財務書類 (概 要 版)

はじめに

市の会計制度は、予算が適正に執行されているか把握するのに相性がよい現金主義・単式簿記が採用されています。一方で、厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、従来からの予算・決算制度に加えて企業会計的手法（発生主義・複式簿記）を活用した財務書類の開示が推進されてきました。

平成 27 年 1 月には総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、今まで複数あった財務書類の作成基準を統一化し、28 年度決算から当該基準による財務書類を作成・公表するよう要請がありました。

それを受け、南魚沼市においても平成 28 年度から「統一的な基準」による財務書類を作成しています。

統一的な基準による財務書類とは

統一的な基準による財務書類と企業会計における財務諸表を対応させると次のとおりです。

決算書類の名称は異なりますが、基本的に同様の内容となっています。

統一的な基準による財務書類	企業会計における財務諸表
①貸借対照表	①貸借対照表
②行政コスト計算書	②損益計算書
③純資産変動計算書	③株主資本変動計算書
④資金収支決算書	④キャッシュ・フロー計算書

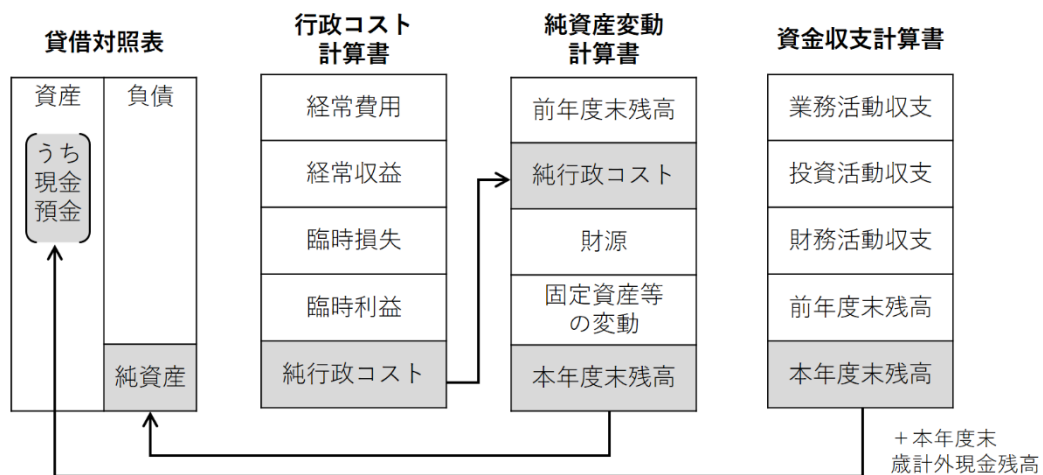
※統一的な基準の導入初年度においては、保有する資産・負債に関する評価を行い、過去からの含み損、不良資産等を明らかにし、評価後の財産を基に開始貸借対照表を作成し、スタートすることを原則としています。

南魚沼市では平成 28 年 4 月 1 日時点の開始貸借対照表を作成し、統一的な基準による財務書類と併せて公表しています。

財務書類の見方

発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）は、現金主義・単式簿記の予算・決算情報を補完するものです。発生主義会計では、現金決済を伴わないコスト取引（非資金取引）を把握します。例えば、建物や工作物等は使用することや時間の経過によって徐々に価値は低下していきませんが、その価値の減少を減価償却費という形で把握することになります。また、退職手当は給料の後払いとしての性格があることから、毎年度、前もって勤務期間にわたり退職手当引当金繰入額として把握します。このように、財務書類を作成することによって、現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金繰入額等のコスト情報、資産・負債のストック情報の把握が可能になります。

【財務書類4表構成の相互関係】



- ※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計画書の本年度末残高と対応します。
- ※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点（令和6年3月31日）において南魚沼市がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。

資産及び負債の科目の配列については固定制配列法によるものとし、資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準としています。

「資産」は、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。①については基金や現金預金などが該当します。②は道路等のインフラ資産や庁舎等の事業用資産などが該当します。地方公共団体はこれらの資産を数多く所有しているため、有形固定資産が資産の大半を占めているのが特徴ですが、これらの資産

は必ずしも売却して現金化できるものではないことに留意が必要です。

「負債」は、将来債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。

「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。純資産は①固定資産等形成分と②余剰分（不足分）に整理されます。①固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の備蓄をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されます。純資産の部の固定資産等形成分は、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額で計算されます。②余剰分（不足分）は金銭の形態で保有している部分です。地方公共団体は地方債を発行して公共施設等の有形固定資産等を取得することが多いため、一般的にマイナスとなりますが、これは、公共施設等の便益は将来世代も享受できることから、地方債の発行により財源を調達し、将来の地方税や地方交付税等の収入をもって、地方債を償還することとしていることを示すものです。余剰分（不足分）は、流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から負債を控除した額で計算されます。

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

「純経常行政コスト」は、地方公共団体の活動のために経常的に発生する人件費、物件費、移転費用（補助金等）などの費用から、使用料、手数料等の受益者負担収益を差し引いたもの、「純行政コスト」は、「純経常行政コスト」に臨時に発生する損失、利益を加味したものです。

減価償却費については、地方公共団体側から見れば、1年間の固定資産の価値減少分となりますが、住民側から見れば、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたということを表しています。施設利用等に係る受益者負担を考える場合には、このような見えないコストまで議論することが重要です。

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産の変動により、純資産の変動要

因がわかります。

本年度差額は、純行政コストの金額と税収等及び国県等補助金の金額の差額であり、発生主義ベースで財政的な収支均衡が図られているかどうかを表しています。コストと収益の差額は、民間企業においては損失や利益という形で示されますが、それとは意味が異なる点には留意が必要です。

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別され記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

「業務活動収支」は、税収、補助金収入等の経常的な収入で、人件費、物件費等の経常的な活動のための支出を賄っているかどうかを表しています。これは、投資活動や財務活動の余力があるかを表すものでもあります。業務活動収支は通常プラスになることが望ましく、業務活動の場合、業務活動収支のプラスの範囲内で投資活動収支を賄い、さらには財務活動収支も賄うのが一般的です。

「投資活動収支」は、公共施設等の整備や基金の積立て、投資等の投資的な活動に関する支出に対して、補助金や基金の取崩によってどれだけ充当したかを表しています。投資活動収支は資産形成等が行われればマイナスになることが多く、投資活動収支がプラスの場合は、当年度に基金の取崩が行われたことや資産形成等がほとんどなかったことを示していることが考えられます。

「財務活動収支」は、当年度の地方債等の発行（収入）及び地方債等の償還（支出）の状況を表しています。地方債の償還が進んでいる場合には、財務活動収支がマイナスとなり、財務活動収支がプラスの場合は、地方債等が増加していることを示すため、今後の地方債等の償還財源の確保について十分に留意する必要があります。

統一的な基準による財務書類は、連結の対象とする団体の範囲に応じて3種類あります。
企業会計と比較すると次のとおりです。

統一的な基準による財務書類	企業会計における財務諸表
①一般会計等財務書類	①個別財務諸表
②全体財務書類	
③連結財務書類	③連結財務諸表

- ①一般会計等財務書類 … 一般会計に地方公営事業会計以外の特別会計を加えたもの
 ②全体財務書類 … 一般会計等財務書類に地方公営事業会計を加えたもの
 ③連結財務書類 … 全体財務書類に地方公共団体の連結団体を加えたもの

財務書類の対象範囲



※南魚沼市では一般会計等と普通会計に差異はありません。

※地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限る。）については、連結対象団体（会計）の対象外とすることが許容されていたため、平成30年度までは下水道特別会計は連結の対象外でした。令和元年度に法適用となったため、下水道事業会計として連結の対象としています。

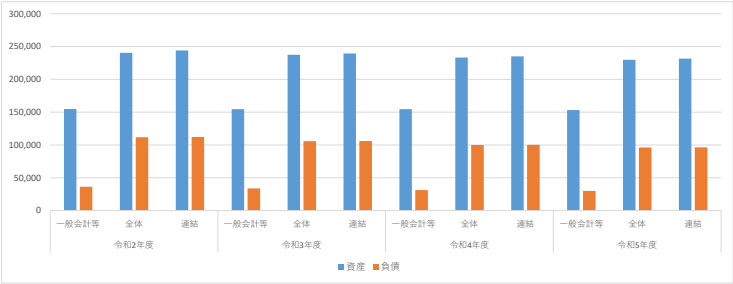
※第三セクターについては、出資割合が50%を超える団体を連結の対象としています。

令和5年度 南魚沼市 財務書類の概要

1. 資産・負債の状況

(単位：百万円)

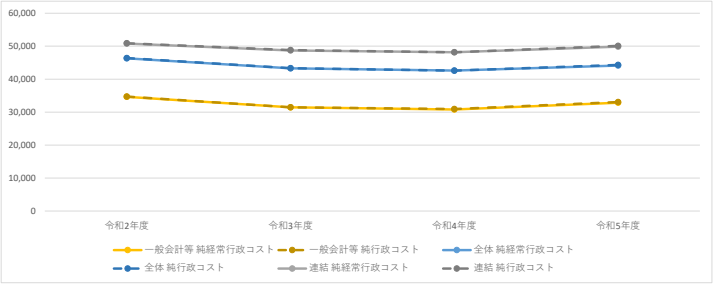
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	資産	154,775	154,645	154,605	153,199
	負債	36,227	33,634	31,057	29,810
全体	資産	240,468	237,443	233,143	229,797
	負債	111,702	105,701	99,931	96,175
連結	資産	244,053	239,437	235,021	231,583
	負債	112,086	105,967	100,170	96,346



2. 行政コストの状況

(単位：百万円)

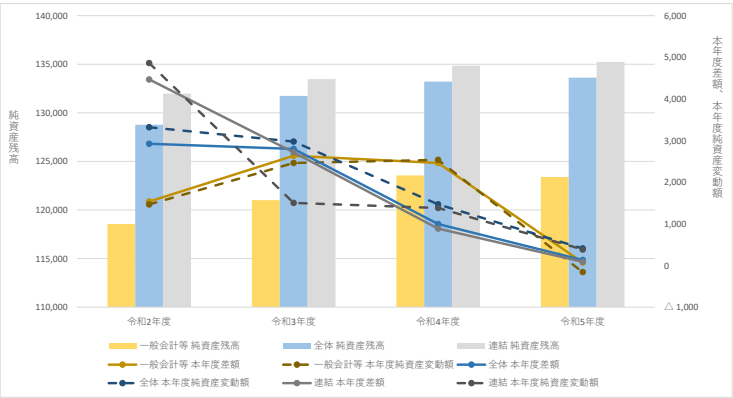
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	純経常行政コスト	34,639	31,484	30,799	32,854
	純行政コスト	34,723	31,475	30,945	33,043
全体	純経常行政コスト	46,320	43,273	42,610	44,110
	純行政コスト	46,409	43,318	42,593	44,319
連結	純経常行政コスト	50,807	48,711	48,170	49,878
	純行政コスト	50,896	48,815	48,153	50,087



3. 純資産変動の状況

(単位：百万円)

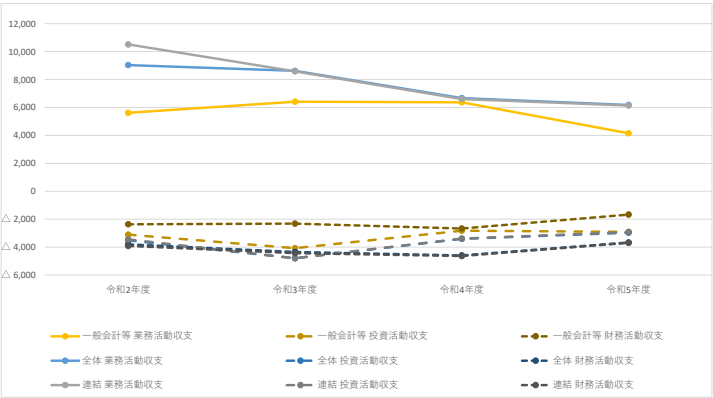
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	本年度差額	1,534	2,635	2,462	71
	本年度純資産変動額	1,465	2,463	2,537	△159
	純資産残高	118,548	121,011	123,548	123,389
全体	本年度差額	2,923	2,799	996	131
	本年度純資産変動額	3,319	2,975	1,470	410
	純資産残高	128,767	131,742	133,212	133,622
連結	本年度差額	4,468	2,717	887	89
	本年度純資産変動額	4,861	1,503	1,382	386
	純資産残高	131,967	133,470	134,852	135,237



4. 資金収支の状況

(単位：百万円)

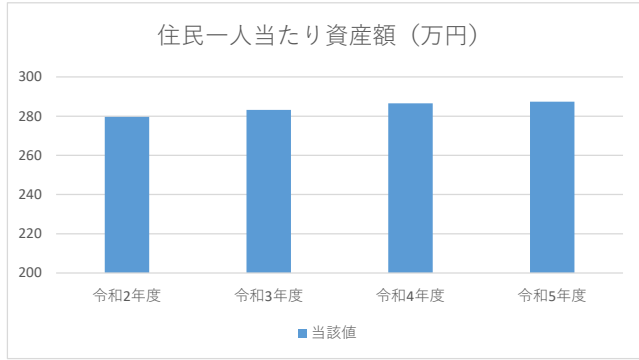
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	業務活動収支	5,617	6,413	6,363	4,153
	投資活動収支	△3,109	△4,072	△2,822	△2,909
	財務活動収支	△2,363	△2,313	△2,666	△1,669
	全体	9,033	8,618	6,669	6,175
全体	業務活動収支	9,033	8,618	6,669	6,175
	投資活動収支	△3,513	△4,797	△3,402	△2,965
	財務活動収支	△3,801	△4,345	△4,593	△3,665
	連結	10,515	8,588	6,603	6,140
連結	業務活動収支	10,515	8,588	6,603	6,140
	投資活動収支	△3,442	△4,795	△3,383	△2,929
	財務活動収支	△3,910	△4,429	△4,636	△3,688



1. 資産の状況

①住民一人当たり資産額（万円）

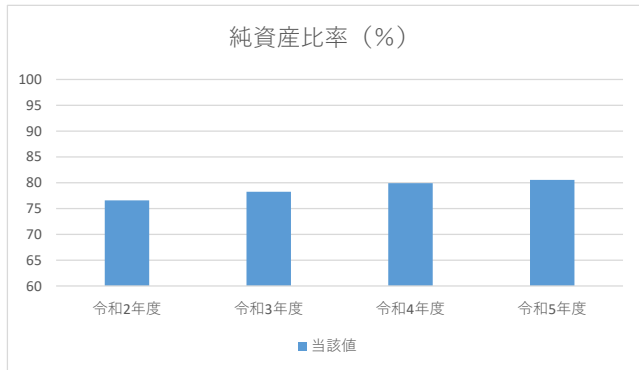
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計（百万円）	154,775	154,644	154,605	153,199
人口	55,354	54,605	53,962	53,320
当該値	279.6	283.2	286.5	287.3



2. 資産と負債の比率

④純資産比率（％）

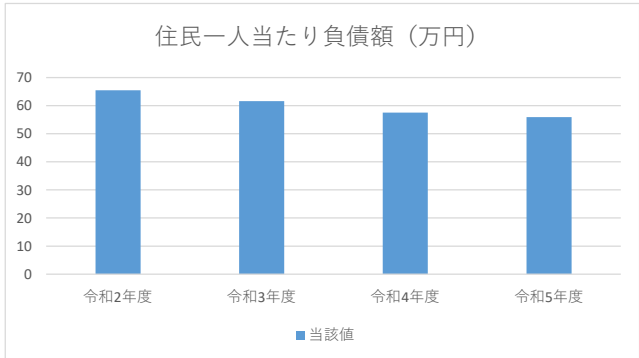
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
純資産	118,548	121,011	123,548	123,389
資産合計	154,774	154,644	154,605	153,199
当該値	76.6	78.3	79.9	80.5



4. 負債の状況

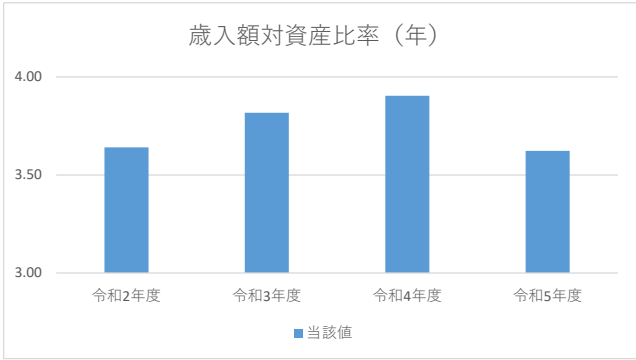
⑦住民一人当たり負債額（万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
負債合計（百万円）	36,227	33,634	31,057	29,810
人口	55,354	54,605	53,962	53,320
当該値	65.5	61.6	57.6	55.9



②歳入額対資産比率（年）

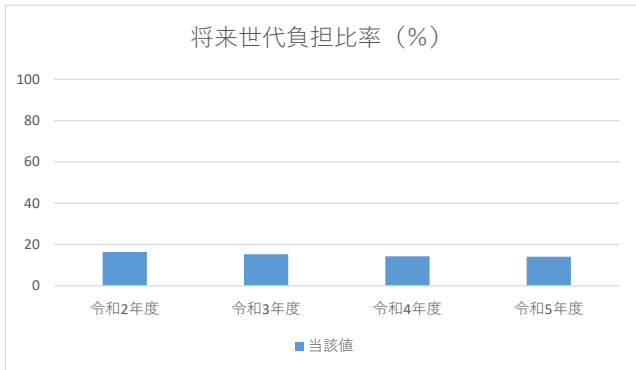
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計	154,775	154,644	154,605	153,199
歳入総額	42,515	40,517	39,605	42,291
当該値	3.6	3.8	3.9	3.6



⑤将来世代負担比率（％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地方債残高 ※1	21,650	19,841	18,099	17,485
有形・無形固定資産合計	132,235	129,547	126,661	124,485
当該値	16.4	15.3	14.3	14.0

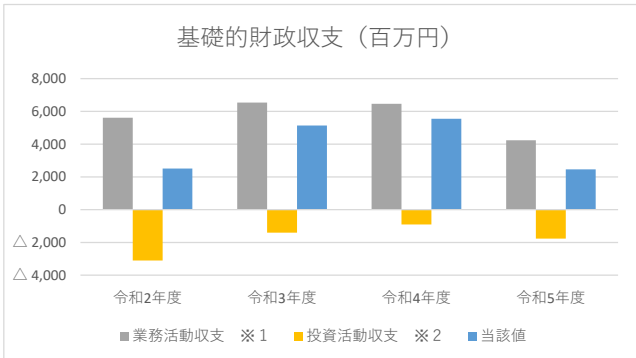
※1 特例地方債の残高を控除した後の額



⑧基礎的財政収支（百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務活動収支 ※1	5,617	6,535	6,457	4,232
投資活動収支 ※2	△ 3,108	△ 1,402	△ 905	△ 1,769
当該値	2,509	5,133	5,552	2,463

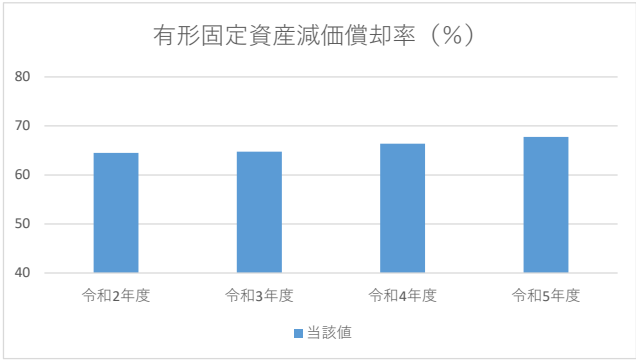
※1 支払利息支出を除く。 ※2 基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。



③有形固定資産減価償却率（％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
減価償却累計額	134,697	138,949	143,454	146,115
有形固定資産 ※1	208,781	214,652	216,161	215,649
当該値	64.5	64.7	66.4	67.8

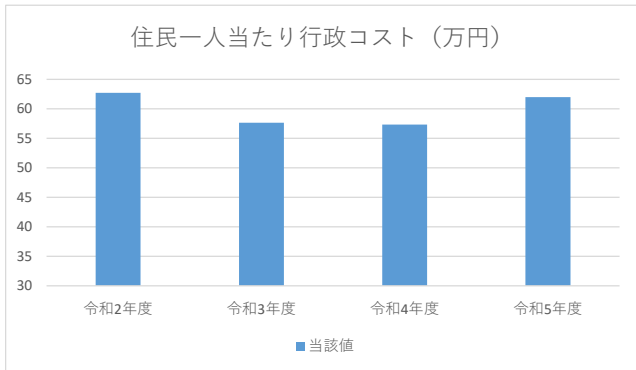
※1 有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額



3. 行政コストの状況

⑥住民一人当たり行政コスト（万円）

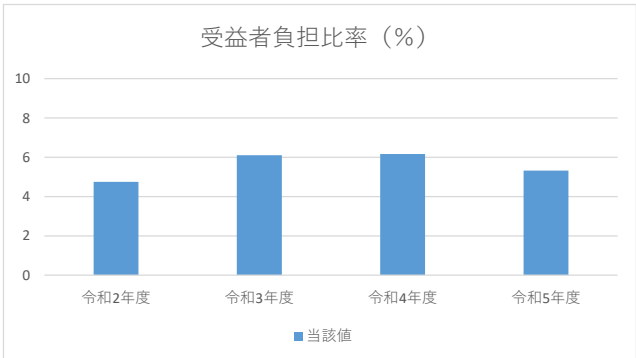
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
純行政コスト	3,472,337	3,147,530	3,094,526	3,304,306
人口	55,354	54,605	53,962	53,320
当該値	62.7	57.6	57.3	62.0



5. 受益者負担の状況

⑨受益者負担比率（％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,727	2,047	2,022	1,845
経常費用	36,366	33,531	32,821	34,699
当該値	4.7	6.1	6.2	5.3



算定式：

1. 資産の状況

①住民一人当たり資産額

資産合計 ÷ 住民基本台帳人口※

※1月1日時点の人口で算定

②歳入額対資産比率

資産合計 ÷ 歳入総額

③有形固定資産減価償却率

減価償却累計額 ÷ （有形固定資産合計
－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）

2. 資産と負債の比率

④純資産比率

純資産 ÷ 資産合計

⑤将来世代負担比率

地方債残高※ ÷ 有形・無形固定資産合計

※地方債残高（附属明細書（地方債（借入先別）））から

以下を控除したもの

イ 臨時財政特例債 ロ 減税補填債

ハ 臨時税収補填債 ニ 臨時財政対策債

ホ 減収補填債特例分

3. 行政コストの状況

⑥住民一人当たり行政コスト

純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

4. 負債の状況

⑦住民一人当たり負債額

負債合計 ÷ 住民基本台帳人口

⑧基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）

＋投資活動収支（基金積立金支出及び基金取り崩収入を除く）

＜

5. 受益者負担の状況

⑨受益者負担比率

経常収益 ÷ 経常費用

財 務 書 類 の 分 析

統一的な基準による地方公会計の整備により、決算統計に基づく財政指標や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）における健全化判断比率等の指標に加え、地方公共団体が保有する資産・負債等に関する指標を算出することにより、地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となりました。

分析の視点とそれに関する指標は下図のとおり整理されています。

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 債務償還可能年数
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	▶ 受益者負担の割合

総務省自治財務局財務調査課「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」（平成 30 年 3 月より）

財政状況の分析については、一つの指標だけで判断するのではなく、複数の指標を組み合わせた分析も行われており、財政状況資料集において、将来負担比率と有形固定資産減価償却比率を組み合わせた分析も公表しています。

資産の状況

資産の状況は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」等を表しています。将来世代に残る資産の状況や固定資産の経年の程度については、貸借対照表の資産の部において示される地方公共団体の保有するストック情報や、減価償却累計額によって初めて明らかになるものです。

《指標の解説》

・住民一人当たり資産額

算定式：資産合計 ÷ 住民基本台帳人口

資産額を住民基本台帳人口で割ることで計算されます。これにより他団体との比較可能性が高まります。

・有形固定資産の行政目的別割合

行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握し、今後の資産整備の方向性を検討するのに役立てることができます。

・歳入額対資産比率

算定式：資産合計 ÷ 歳入総額

歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が歳入の何年分に相当するかを表し、南魚沼市の資産形成の度合いを測ることができます。

歳入総額とは、前年度からの繰越収入を含み、資金収支計算書の各収入（業務収入、臨時収入、投資活動収入、財務活動収入）及び前年度末資金残高の合計です。

・有形固定資産減価償却率

算定式：
$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないことに留意が必要です。

資産と負債の比率

資産と負債の比率は、「将来世代と現世代との負担の分担はどのようになっているか」を表すものです。資産と負債の比率を表す指標としては、地方財政健全化法における将来負担比率もありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのか、どのように推移しているのかを端的に把握することを可能にするものです。

《指標の解説》

・純資産比率

算定式：純資産 ÷ 資産合計

地方公共団体は、地方債の発行を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。したがって、純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。

（例）純資産比率の増加 → 現世代から将来世代への資源の蓄積増

純資産比率の減少 → 現世代から将来世代への負担増

・社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

算定式：地方債残高※ ÷ 有形・無形固定資産合計

※地方債残高－臨時財政対策債等の特例地方債

有形固定資産等の社会資本等について、形成された資産額に対して、財源のうち将来の償還等が必要な負債による調達割合を比較することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。



負債の状況

負債の状況は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」という住民の関心に基づくものであり、財政運営に関する本質的な視点です。現状でも健全化判断比率による分析が行われていますが、貸借対照表では、地方債に加えて退職手当引当金や未払金など、発生主義によりすべての負債を捉え分析ができることとなります。

《指標の解説》

・住民一人当たり負債額

算定式：負債合計 ÷ 住民基本台帳人口

負債額を住民基本台帳人口で割ることで計算されます。これにより他団体との比較可能性が高まります。

・基礎的財政収支（プライマリーバランス）

算定式：業務活動収支（支払利息支出を除く）

+ 投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）

基礎的財政収支を算定することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となります。

・債務償還可能年数

算定式：
$$\frac{\text{将来負担額（※1）} - \text{充当可能財源（※2）}}{\text{経常一般財源等（歳入）等（※3）} - \text{経常経費充当財源等（※4）}}$$

※1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高+充当可能特定歳入」とする。

※3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等+②減収補填債特例分発行額+③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2 収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費比率の算定式による。

※4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、二は地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。

イ 債務負担行為に基づく支出のうち交際費に準ずるもの

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

二 元金償還金（経常経費充当一般財源等）

債務償還可能年数については参考指標となっています。

行政コストの状況

行政コストの状況は、「行政サービスに係るコストはどのようになっているか」といった住民等の関心に基づくものです。行政コスト計算書は南魚沼市の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を一括して提供するものです。

《指標の解説》

・住民一人当たり行政コスト

算定式：純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

行政コストを住民基本台帳人口で割ることで計算されます。これにより他団体との比較可能性が高まります。

なお、住民一人当たり行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等によりおのずから異なるべきものであるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体と比較すべきことに留意が必要です。

・性質別・行政目的別行政コスト

性質別（人件費、物件費等）や行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）に区分し、経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析が可能となります。

また、この指標を類似団体と比較することで、当該団体の効率性の評価が可能となります。

性質別・行政目的別行政コストについては今後掲載予定です。

受益者負担の状況

受益者負担の状況は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」といった住民等の関心に基づくものです。

《指標の解説》

・受益者負担比率

算定式：経常収益 ÷ 経常費用

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

令和５年度 統一的な基準による財務書類（概要版）

編集・発行：南魚沼市 総務部 財政課 財政係

〒949-6696

新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

TEL:025-773-6671 FAX:025-772-3055

E-mail:zaisei@city.minamiuonuma.lg.jp